



2015年11月20日

各位

会社名 株式会社ディー・エヌ・エー  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 守安 功  
(コード番号：2432 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経営企画本部長 小林 賢治  
電話番号 03-6758-7200

当社連結子会社（株式会社横浜 DeNA ベイスターズ）による  
株式会社横浜スタジアムに対する公開買付けの開始に関するお知らせ

本日、当社の連結子会社である株式会社横浜 DeNA ベイスターズは、本日開催の取締役会において、株式会社横浜スタジアムの普通株式を公開買付けにより取得することを決議しましたので、別紙の通りお知らせいたします。

なお、本公開買付けによる当社及び公開買付者の業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

公開買付者である連結子会社の概要

(1) 名称	株式会社横浜 DeNA ベイスターズ
(2) 所在地	神奈川県横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル7階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 池田 純
(4) 事業内容	プロ野球球団の運営
(5) 資本金	100 百万円

(別紙)

株式会社横浜 DeNA ベイスターズの開示資料

「株式会社横浜スタジアムの株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以上

本件に関するお問い合わせ先  
株式会社ディー・エヌ・エー(<http://dena.com/jp/ir/>)  
IR 部 ([ir@dena.com](mailto:ir@dena.com))

(別紙)

平成 27 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ  
代表者名 代表取締役社長 池 田 純

## 株式会社横浜スタジアムの株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社横浜 DeNA ベイスターズ（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 11 月 20 日開催の取締役会において、株式会社横浜スタジアム（以下「対象者」といいます。）の株券等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 買付け等の目的

公開買付者は、モバイル・PC 向けのインターネットサービスとして、ソーシャルメディア及び e コマース関連サービスを提供する株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」といいます。）が、その議決権の 97.69%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）を所有する連結子会社です。DeNA の株式は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されております。本書提出日現在、公開買付者は対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）400,000 株（保有割合 5.75%（注 1））を所有しております。

この度、公開買付者は、平成 27 年 11 月 20 日開催の取締役会において、対象者とより緊密な資本関係を構築するために、対象者株式を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者を連結子会社化することを目的とすることから、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する対象者の議決権の合計が対象者の総議決権数（注 2）の過半数となるよう 3,080,001 株（注 3）（保有割合 44.25%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の合計が買付予定数の下限（3,080,001 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、当社は、本公開買付けが成立した場合においては、応募を希望する対象者株主の皆様幅広く売却の機会を確保する観点から、買付予定数の上限は設定しておらず、買付予定数の下限（3,080,001 株）以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。また、当社は、本公開買付けにより、対象者を完全子会社化することは、企図しておりません。

（注 1）「保有割合」とは、対象者が平成 27 年 10 月 30 日に提出した第 39 期半期報告書（以下「本半期報告書」といいます。）に記載された平成 27 年 7 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（6,960,000 株）に対する所有株式数の割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいい、以下同じとします。

（注 2）「対象者の総議決権数」とは、本半期報告書に記載された平成 27 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数（6,960,000 株）に係る議決権数（6,960,000 個）をいい、以下同じとします。

（注 3） 買付予定数の下限は、上記（注 2）の対象者の総議決権数（6,960,000 個）に 50%を乗じた数に 1 を加算した数（3,480,001 個）から、公開買付者が所有する議決権の数（400,000 個）を減算した議決権数（3,080,001 個）に係る株式数（3,080,001 株）です。

平成 27 年 11 月 20 日に対象者が公表した「株式会社横浜 DeNA ベイスターズによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」という。）によれば、対象者は、下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開

買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである林法律事務所及び兼子・岩松法律事務所からの助言を踏まえ、本公開買付けの必要性及び相当性、本公開買付けの条件の妥当性並びに本公開買付け後の対象者の経営方針等について、慎重な協議及び検討を行った結果、対象者の企業価値の一層の向上を図るためには、公開買付者における対象者も含めた一体経営が必要であると判断したとのことです。

また、対象者は非上場会社であるため対象者株式を譲渡する機会が制約されていることも勘案し、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。他方で、本公開買付け価格は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）による対象者株式の株式価値の算定結果のレンジの範囲内にあるものの、対象者株式の株式価値の算定にあたり、対象者は、横浜市との下記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」記載の契約に基づく球場の使用権が平成 35 年 4 月以降に存続するか否か及び球場の耐震適合性の審査についての結論が出ていない状況にあることから、複数のシナリオでの算定をプルータス・コンサルティングに依頼しており、それを反映した同社による株式価値の算定結果は 1,457 円～2,166 円と幅が生じているとのことです。

以上のとおり、対象者の企業価値の一層の向上を図るためには公開買付者における対象者も含めた一体経営が必要であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したことから、対象者は、対象者取締役 9 名のうち、後述する藤井謙宗氏及び三原一晃氏を除く取締役 7 名全員一致により、平成 27 年 11 月 20 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、本公開買付け価格はプルータス・コンサルティングによる上記算定結果のレンジの範囲内にあるものの上記算定結果は 1,457 円～2,166 円と幅が生じており、また、本公開買付けは公開買付者以外を対象者の株主をスクイズアウトする、いわゆる二段階買収の実施までは予定されておらず、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも可能であることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かは、株主の皆様が判断に委ねる旨を決議しているとのことです。なお、当該取締役会には対象者の全ての監査役（4 名）が審議に参加し、その全ての監査役が前記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、藤井謙宗氏は DeNA の従業員であり、三原一晃氏は公開買付者の取締役を兼任しているため、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する対象者の審議及び決議には参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、その定款において対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨を規定していますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、対象者は平成 27 年 11 月 20 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が普通株式を取得することを承認する旨を、対象者取締役 9 名のうち、藤井謙宗氏及び三原一晃氏を除く取締役 7 名全員一致により、決議したとのことです。なお、かかる承認決議は、上記と同様に、対象者のすべての監査役（4 名）が審議に参加し、その全ての監査役が前記決議に異議がない旨の意見を述べており、また、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、対象者の取締役のうち、藤井謙宗氏及び三原一晃氏が審議及び決議に参加していないとのことです。

## （２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、昭和 24 年 11 月に株式会社または球団として設立され、昭和 25 年 3 月の株式会社大洋球団への商号変更、昭和 28 年 12 月の松竹ロビンスとの新設合併による株式会社大洋松竹球団の設立、昭和 29 年 12 月の株式会社大洋球団への商号変更、平成 5 年 4 月の株式会社横浜ベイスターズへの商号変更、そして平成 23 年 12 月の DeNA による連結子会社化に伴う株式会社横浜 DeNA ベイスターズへの商号変更を経て、現在、プロ野球球団「横浜 DeNA ベイスターズ」を運営しております。また、公開買付者は、平成 13 年 3 月に、対象者株式 400,000 株（保有割合 5.75%）をマルハ株式会社（旧商号：大洋漁業株式会社、現マルハニチロ株式会社）からの譲受けによって取得しております。

平成 23 年 12 月の DeNA による公開買付者の連結子会社化以降、「最高のエンターテインメントである野球を通じ、ファンと共に『感動』を生み、地域と社会に『夢』を提供し、人々に『絆』を創る」という理念のもと、プロ野球の観戦経験の有無に関係なく、来場者がその家族、友人や同僚と気軽に集まって楽しめる場所を提供することを目的とした「横浜スタジアム『コミュニティボールパーク』化構想」に基づき、プロ野球を通じた「まちづくり」プロジェクトである I ☆ YOKOHAMA のビジョンを具現化する活動を行ってまいりました。具体的には、対象者と協力し、ハマスタ BAY ビアガーデン及びファミリーBAY パークの実施や、エキサイティング・シート、ベイダイヤモンド・シート及びベースボールモニターBOX シート等の新設等、お客様へのサービス向上と利便性に配慮した施設整備工事、ファンサービスの充実及び地域社会に対する貢献に努めてまいりました。その結果、横浜 DeNA ベイスターズ主催試合による野球興行の観客動員数は、平成 27 年シーズンにおいては、約 181 万人となりました。これは、DeNA による公開買付者の連結子会社化の直前のシーズンである平成 23 年シーズンにおける観客動員数約 110 万人と比べ、約 65%の増加となっております。公開買付者は、今後も、「横浜スタジアム『コミュニティボールパーク』化構想」に基づき、ファンサービスの充実や地域社会に対する貢献に努めてまいります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、多くの市民の熱意と協力を得て、アマチュア野球はもとよりプロ野球も実施できる近代的な設備を完備するとともにサッカー、アメリカン・フットボール、コンサート、大集会などができる多目的球場の建設のため昭和 52 年 2 月に設立され、その後横浜市の指導の下に「横浜スタジアム」を建設し、その竣工後、対象者と横浜市との間の昭和 52 年 12 月 14 日付「横浜スタジアムの建設及び管理運営に関する協定」及び「横浜スタジアムの建設及び管理運営に関する協定についての了解事項」並びに昭和 53 年 3 月 18 日付「公園施設の寄付に関する契約書」に基づき、球場を横浜市に寄贈する代わりに、横浜市から昭和 53 年 4 月以降のプロ野球等の興行の開催のための使用権を取得するとともに、市民及びアマチュアによる利用等に関わる球場施設の管理運営の委託を受けて、これを運営し、スポーツ、文化の振興と地元経済の発展に寄与してまいりました。対象者は、今後も、横浜 DeNA ベイスターズのフランチャイズ球場としての立場を明確にしつつ、子供から年配者そして女性ファンにまで、より一層親しまれる、快適で安心・安全な球場としての施設運営を図っていきたいと考え、公開買付者の要請による球場改修計画とあわせ、施設の経年劣化を見据えた長期修繕計画に基づいた補修工事等を鋭意進めているとのことです。

公開買付者においては、前述のとおり、対象者と協力のうえ主にプロ野球興行の観客動員数の増加を目的とした各種の経営努力を進め、その結果、観客動員数の増加を実現することができました。しかし、公開買付者は、「横浜スタジアム『コミュニティボールパーク』化構想」をさらに推進するためには、横浜の企業として、より横浜に根付き、横浜とともに歩むための取り組みが必要であると考え、対象者と公開買付者の協議に基づく、対象者の設備投資・事業運営等の施策に係る、より迅速な意思決定及び公開買付者と対象者の連携関係の強化が必須であるという判断に至りました。公開買付者においては、この関係強化を実現するため、対象者を連結子会社化すること、また連結子会社化するための方法として本公開買付けにより対象者株式を取得することも含め、様々な選択肢を検討してまいりました。

かかる状況のもと、公開買付者は、平成 27 年 10 月 9 日に、対象者との間で、対象者の連結子会社化を目的とした本公開買付けの実施を主な内容とする初期的な意見交換を行い、また株主をはじめとする関係者の幅広い理解を得ながら友好的に取り組みを進める必要があるという判断のもと、同日より、順次株主との間で本公開買付けに関するコミュニケーションを開始いたしました。その後、平成 27 年 11 月 5 日に、公開買付者と対象者との間で、本公開買付け後の経営体制、従業員の処遇等の具体的な意見交換を実施し、それ以降、本公開買付けの実現可能性、連結子会社化のメリット、本公開買付け後の従業員の処遇等に関し、対象者との間で協議・検討を重ねてまいりました。この協議・検討を経て、公開買付者及び対象者は、両者のさらなる企業価値向上のためには、公開買付者及び対象者双方の、球場運営に関する意思決定の迅速性や戦略決定の機動性・柔軟性・効率性を一層高め、外部環境の変化や両者の課題にタイムリーに対応できる経営体制を構築することが必要であり、公開買付者及び対象者が一体となって組織を運営していくべきであるとの判断に至ったことから、平成 27 年 11 月 20 日、公開買付者は、対象者を連結子会社化することを目的とする本公開買付けの実施を決定いたしました。

公開買付者及び対象者は、対象者の連結子会社化により、公開買付者の営業手法・ノウハウと、対象者が有する球場運営の知見・ノウハウをより一層融合することができ、その結果対象者の広告看板における新規広告媒体の開発及びマーケティング力向上等による対象者の販売力の強化を図ることができると考え

ております。また、球団運営者たる公開買付者及び球場運営者たる対象者がより密接に連携可能となることによって、球場の施設や装飾、試合演出、接客、サービス提供に至るまで球団が有する世界観で統一する等の球場のエンタテインメント空間化等、プロ野球興行の観客動員数増加のための、時代の潮流を汲んだ、効果的な施策の実行がより迅速かつ容易に実現可能となり、顧客満足度の最大化を図ることができ、より横浜市民に愛される球場を構築できるものと考えております。さらに、DeNA 及びその子会社による球場における IT インフラ・ツールの拡充措置や、球団側で把握する来場者の球場内飲食事業等に対するニーズの球場施設への柔軟かつ迅速な反映、球団が有するアセット（プロ野球選手、マスコットキャラクター等）のプロ野球興行時以外における球場施設運営への利用等も可能となります。また、市民利用に配慮することによる球場の利便性及び利用価値の向上によって、プロ野球興行のための球場利用だけでなく、プロ野球興行以外の各種イベント及び市民をはじめとするアマチュアによる球場利用を促進することも可能となります。これらの施策によって、市民の皆様がより快適に楽しく球場を使用することができるような施設管理を実現することで、市内外からの来場者・利用者のさらなる増加とファンサービスのさらなる充実によるリピーターの増加を図り、さらに来場者を街に誘致する等の地域に根づいた球場としての取り組みを加速させることによって、球場を中心として横浜・関内地区の街の活性化、野球がある街としての賑わいの創出及び街や街にある各種施設・飲食店・商店等の利用者の増加等の地域社会に対するよりよい貢献が可能となり、ひいては地域に根づいた球場としての役割を十分に全うし、市民の皆様により愛される球場を両者で創りあげることができると考えております。また、対象者にとっても、球場がより魅力のあるものになることによる企業価値の向上、公開買付者・対象者による上記のシナジーによる新たな利益の獲得等のメリットがあるものと考えられます。

以上のとおり、公開買付者は、対象者と公開買付者の高度な連携関係の実現によって様々なシナジーが実現できるものと考えております。公開買付者は、これらのシナジーの実現が、両者の企業価値の向上及び市民・社会に対する貢献に資するものと判断し、本公開買付けを実施することといたしました。

本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、対象者に対して、対象者の臨時株主総会又は定時株主総会において、対象者の取締役会において公開買付者が派遣する取締役が過半数となるよう、公開買付者が別途指名する者を対象者の役員に選任する旨の議案を上程するよう要請し、取締役等の役員を派遣する予定です。また、本公開買付け後の経営体制については、対象者取締役の一部に、対象者の企業価値向上のために引き続き一定期間、対象者の業務に従事いただくよう要請する予定です。

なお、公開買付者は対象者の連結子会社化後も、対象者の、球場という公共性の高い施設を運営するという事業の特性、市民の皆様による球場利用への十分な配慮及び球場運営に関する豊富な知見・高度なノウハウ等の優れた点を十分に活かした経営に留意のうえ、対象者の事業の強化を図っていきます。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正性を担保するため、対象者は、以下の措置を講じているとのことです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングに対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、プルータス・コンサルティングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、公開買付者及び対象者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。

プルータス・コンサルティングは、対象者株式の株式価値の算定にあたり、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者の収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能であるという観点から、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者は、プル

ータス・コンサルティングから平成 27 年 11 月 19 日に株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者は、横浜市と上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」記載の球場の使用権の存続に関する協議を行っており、また、球場の耐震基準適合性に関する審査を行っているところ、いずれについても結論が出ていない状況にあるとのことです。そのため、複数のシナリオに基づく算定をプルータス・コンサルティングに依頼したとのことです。その結果、算定された株式価値の範囲は下記のとおりとのことです。なお、対象者は、プルータス・コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本株式価値算定書によると、算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は次のとおりです。

DCF 法 1,457 円～2,166 円

当該 DCF 法においては、対象者の平成 27 年 1 月期の連結営業利益を基礎として、今後の投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成 28 年 1 月期第 3 四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、その結果として対象者株式の 1 株当たりの株式価値を 1,457 円から 2,166 円と分析しているとのことです。なお、対象者が依頼した複数のシナリオの中には、球場の耐震工事費など多額の投資計画が予定されている事業計画もあり、減価償却費の増加に伴い大幅な減益を見込んでいるものも含まれているとのことです。

## ② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーとして林法律事務所及び兼子・岩松法律事務所を選任し、これらの法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程について、法的助言を受けているとのことです。

## ③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 27 年 10 月 9 日に、公開買付者との間で、対象者の連結子会社化を目的とした本公開買付けの実施を主な内容とする初期的な意見交換を行い、その後、公開買付者との間で協議・検討を重ねてきたとのことです。

その中で、対象者は、本公開買付けによって、

i 球団運営者たる公開買付者と球場運営者たる対象者がより密接に連携することによって、施設の装飾、試合演出、接客、球場内飲食事業などのサービス提供等に至るまで球団と球場とが世界観を統一するなど総合的な取り組みを迅速に行うことが可能となり、球場のエンタテインメント空間化等、プロ野球興行の観客動員数増加のための、時代の潮流を汲んだ、効果的な施策の実行がより迅速かつ容易に実現可能となり、顧客満足度の最大化を図ることができ、より市民に愛される球場を構築できること、

ii 横浜市との上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の契約及び協定を遵守しつつ市民利用に配慮するとともに、DeNA 及びその子会社による球場における IT インフラ・ツールの拡充措置や、球団側で把握する来場者の球場内飲食事業等に対するニーズの球場施設への柔軟かつ迅速な反映、球団が有するアセット（プロ野球選手、マスコットキャラクター等）のプロ野球興行時以外における球場施設運営への利用等も可能となり、球場の利便性の向上によって、プロ野球興行以外のアマチュア野球の利用や各種イベントを促進することが可能となること、

iii 公開買付者と対象者とが新たな施策を行うに際して、対象者の、球場という公共性の高い施設を運営するという事業の特性、市民の皆様による球場利用への十分な配慮及び球場運営に関する豊富な知見・高度なノウハウ等の優れた点を十分に活かした経営に留意することにより、市民の皆様がより快適に楽しく球場を使用することができるような施設管理を実現することで、市内外からの来場者・利用者のさらなる増加とファンサービスのさらなる充実によるリピーターの増加を図り、さらに来場者を街に誘致する等の地域に根づいた球場としての取り組みを加速させることによって、球場を中心として横浜・関内地区の街の活性化、野球がある街としての賑わいの創出及び街や街にある各種施設・飲食店・商店等の利用者の

増加等の地域社会に対するよりよい貢献が可能となり、ひいては地域に根づいた球場としての役割を十分に全うし、市民の皆様により愛される球場を両者で創りあげることにより、事業の強化を図っていくこと、が可能となると判断したとのことです。

対象者は、本公開買付けにより、今後とも横浜市との契約、協定等を遵守することを基本に、明治初期にわが国初の野球グラウンドが開場した日本野球界にとって歴史的な地である横浜公園内に市民球場としてオープンし、今後も市民球場として社会人・大学・高校などをはじめとするアマチュア野球及びプロ野球など、野球界全体のさらなる発展と振興に貢献できるものと考えているとのことです。

そこで、対象者は、平成 27 年 11 月 20 日開催の取締役会において、本公開買付けの必要性及び相当性、本公開買付けの条件の妥当性並びに本公開買付け後の対象者の経営方針等について、慎重な協議及び検討を行った結果、対象者の企業価値の一層の向上を図るためには、公開買付者における対象者も含めた一体経営が必要であると判断したとのことです。

また、対象者は非上場会社であるため対象者株式を譲渡する機会が制約されていることも勘案し、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。他方で、本公開買付価格はプルータス・コンサルティングによる対象者株式の株式価値の算定結果のレンジの範囲内にあるものの、対象者株式の株式価値の算定にあたり、対象者は、横浜市との上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」記載の契約に基づく球場の使用権が平成 35 年 4 月以降に存続するか否か及び球場の耐震適合性の審査についての結論が出ていない状況にあることから、複数のシナリオでの算定をプルータス・コンサルティングに依頼しており、それを反映した同社による株式価値の算定結果は 1,457 円～2,166 円と幅が生じているとのことです。以上のとおり、対象者の企業価値の一層の向上を図るためには公開買付者における対象者も含めた一体経営が必要であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したことから、対象者取締役会は、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、本公開買付価格はプルータス・コンサルティングによる上記算定結果のレンジの範囲内にあるものの上記算定結果は 1,457 円～2,166 円と幅が生じており、また、本公開買付けは公開買付者以外の対象者の株主をスクイズアウトする、いわゆる二段階買収の実施までは予定されておらず、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも可能であることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かは、株主の皆様判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、上記取締役会は、取締役 9 名のうち、藤井謙宗氏及び三原一晃氏を除く取締役 7 名全員一致により、決議されているとのことです。また、当該取締役会には対象者の全ての監査役（4 名）が審議に参加し、その全ての監査役が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、藤井謙宗氏は公開買付者の議決権の 97.69%を所有する DeNA の従業員であり、三原一晃氏は公開買付者の取締役を兼任しているため、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する対象者の審議及び決議には参加していないとのことです。

#### (5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを目的としており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者株式の追加取得を行うことは予定しておりません。また、公開買付者以外の対象者の株主をスクイズアウトする、いわゆる二段階買収の実施も予定しておりません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要（注 1）

① 名称	株式会社横浜スタジアム
② 所在地	神奈川県横浜市中区横浜公園
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長岡 哲司
④ 事業内容	・野球その他スポーツのための施設の管理運営及び賃貸 ・各種催し物等のための施設の管理及び賃貸、各種催し物の企画・開催

		・施設内の広告販売及び放送放映に関する業務 ・横浜市よりの横浜スタジアム施設の管理受託業務等	
⑤	資本金	3,480 百万円	
⑥	設立年月日	昭和 52 年 2 月 16 日	
⑦	大株主及び持株比率 (平成 27 年 7 月 31 日現在) (注 2)	株式会社テレビ朝日ホールディングス	5.75%
		株式会社横浜 DeNA ベイスターズ	5.75%
		株式会社東京放送ホールディングス	5.75%
		株式会社フジ・メディア・ホールディングス	5.75%
		横浜市	5.75%
		株式会社横浜銀行	4.89%
		株式会社大林組	0.86%
		鹿島建設株式会社	0.86%
		清水建設株式会社	0.86%
		大成建設株式会社	0.86%
		株式会社竹中工務店	0.86%
⑧	当社と対象者の関係		
	資本関係	当社は、対象者普通株式を 400,000 株（本半期報告書に記載された平成 27 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数（6,960,000 株に対する割合：5.75%）所有しております。	
	人的関係	当社は、対象者の取締役として三原一晃氏を派遣しております。また、当社の親会社である DeNA より取締役として藤井謙宗氏を派遣しております。	
	取引関係	当社は、対象者に対して球場使用料やフェンス広告料等の支払いを行っております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注 1) 対象者は非公開会社であります。有価証券報告書提出会社であります。平成 27 年 1 月期の有価証券報告書が平成 27 年 4 月 30 日に提出されております。

(注 2) 持株比率は小数第 3 位以下を四捨五入して表示しております。

## (2) 日程等

### ① 日程

取締役会決議	平成 27 年 11 月 20 日 (金)
公開買付開始公告日	平成 27 年 11 月 24 日 (火) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成 27 年 11 月 24 日 (火)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 11 月 24 日 (火) から平成 28 年 1 月 20 日 (水) まで (36 営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,500 円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等



### ① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに際しての参考とするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年11月20日付でKPMG FASから株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者はKPMG FASから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

KPMG FASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者の将来の事業活動の状況を価値に反映する目的から、DCF法を算定手法として用いて、対象者株式の株式価値を算定しました。KPMG FASが上記手法に基づき算定した対象者の一株当たり株式価値は、以下のとおりです。

DCF法 1,321円～1,660円

DCF法では、公開買付者が作成した平成28年1月期以降の対象者の事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成28年1月期第3四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の一株当たりの株式価値を1,321円から1,660円と分析しております。なお、DCF法において基礎とした事業計画において、大幅な増減益は見込んでおりません。

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、KPMG FASから取得した株式価値算定書の一株当たり株式価値の算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成27年11月20日、最終的に本公開買付価格を1,500円に決定いたしました。

### ② 算定の経緯

当社は、平成27年10月9日に、対象者との間で、対象者の連結子会社化を目的とした本公開買付けの実施を主な内容とする初期的な意見交換を行い、また株主をはじめとする関係者の幅広い理解を得ながら友好的に取り組みを進める必要があるという判断のもと、同日より、順次株主との間で本公開買付けに関するコミュニケーションを開始いたしました。その後、平成27年11月5日に、対象者との間で、本公開買付け後の経営体制、従業員の処遇等の具体的な意見交換を実施し、それ以降、本公開買付けの実現可能性、連結子会社化のメリット、本公開買付価格、本公開買付け後の従業員の処遇等に関し、対象者との間で協議・検討を重ねてまいりました。この協議・検討を経て、当社及び対象者は、両者のさらなる企業価値向上のためには、当社及び対象者双方の、球場運営に関する意思決定の迅速性や戦略決定の機動性・柔軟性・効率性を一層高め、外部環境の変化や両者の課題にタイムリーに対応できる経営体制を構築することが必要であり、当社及び対象者が一体となって組織を運営していくべきであるとの判断に至ったことから、平成27年11月20日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により対象者株式の本公開買付価格を決定いたしました。

#### ア：算定の際に意見を聴取した第三者の名称

本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるKPMG FASに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年11月20日付でKPMG FASから株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者はKPMG FASから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

#### イ：当該意見の概要

KPMG FASは、DCF法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っております。

KPMG FASによる対象者の一株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

DCF法 1,321円～1,660円

#### ウ：当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、KPMG FAS から取得した株式価値算定書の一株当たり株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案した結果、平成 27 年 11 月 20 日、最終的に本公開買付価格を 1,500 円に決定いたしました。

### ③ 算定機関との関係

上記「②算定の経緯」の「ア：算定の際に意見を聴取した第三者の名称」に記載しました通り、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である KPMG FAS に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しております。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,560,000(株)	3,080,001(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,080,001株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,080,001株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数には、本公開買付けにより当社が取得する予定の対象者の株券等の最大数を記載しております。本公開買付けにより当社が取得する予定の対象者の株券等の最大数は、本半期報告書に記載された平成 27 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数(6,960,000株)から、公開買付者が所有する対象者株式数(400,000株)を減算した株数(6,560,000株)です。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	400,000 個	(買付け等前における株券等所有割合：5.75%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	6,960,000 個	(買付け等後における株券等所有割合：100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	6,960,000 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、本半期報告書に記載された平成 27 年 7 月 31 日現在の総株主の議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

### (7) 買付代金 9,840,000,000 円

(注) 本公開買付けの買付予定数(6,560,000株)に1株当たりの本公開買付価格(1,500円)を乗じた金額を記載しております。

### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成 28 年 1 月 28 日(木曜日)

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の

指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

#### ④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①金融証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募株主等へ交付又は応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送することにより返還します。

### (9) その他買付け等の条件及び方法

#### ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,080,001株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,080,001株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

#### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至チ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至ト及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込書の写し及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続き終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条第 2 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

#### ⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 11 月 24 日（火曜日）

#### (11) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

### 3. 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

#### 4. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### (1) 公開買付者と対象者との合意

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年11月20日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(4)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、その定款において対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨を規定していますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、対象者は平成27年11月20日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が普通株式を取得することを承認する旨を、対象者取締役9名のうち、藤井謙宗氏及び三原一晃氏を除く取締役7名全員一致により、決議したとのことです。なお、かかる承認決議は、上記と同様に、対象者のすべての監査役（4名）が審議に参加し、その全ての監査役が前記決議に異議がない旨の意見を述べており、また、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、対象者の取締役のうち、藤井謙宗氏及び三原一晃氏が審議及び決議に参加していないとのことです。

##### (2) 公開買付者と対象者役員との間の合意

該当事項はありません。

以上